

令和3年4月7日 [一部改定]

令和2年6月25日

学生の皆さんへ

学生部長 伊東 明子

課外活動に関する基本方針と手続きについて

課外活動について、「課外活動に関する申請書」（以下、申請書）を配布しますので、必要事項を記載してください。新型コロナウイルスの感染拡大によるリスクや影響を十分に理解した上で、可能な限り工夫をしている団体について、活動を認めていきます。

また、課外活動の判断は、「厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」、「静岡県新型コロナウイルス感染症対策」及び「新型コロナウイルス感染拡大防止のための常葉大学・短大部における行動指針」を前提とします。

【活動に向けた手続き】

- ①各団体において、新型コロナウイルス感染拡大を防止するための対策について検討してください。また、顧問・部長（監督・コーチ等）へ必ず相談してください。
- ②「申請書」へ必要事項を記入し、学生課へ提出してください。
- ③学生課から各団体へ、「申請書」に記載された内容について確認結果をお知らせします。
- ④「申請書」の内容について修正も含め、学生課が面談を行う場合があります。
- ⑤活動内容や条件によっては、必ずしも希望通りにならない場合もあります。

【活動の注意事項】

- ①感染者が発生した場合は、当該団体の活動を中止します。また状況によっては当該キャンパスの全ての活動を中止することがあります。
- ②承認された計画通りに活動が行われていないと認められた場合は、当該団体の活動を中止します。

なお、これらの対応については、今後の感染拡大の状況を踏まえ、方針等を変更することがあります。変更の際は、改めて通知します。

活動にあたっては、学生の皆さんに様々な感染拡大防止に伴うご協力をお願いすることになります。各団体が自覚と責任を持って取り組むよう期待します。

不明な点がありましたら、学生課にお問い合わせください。

以上